

ID: 136

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第1項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の準用)		
例 規 番 号	昭和61年条例第22号		
【根拠条文】 (準用) 第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第19条第4項、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第19条第4項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と、第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。 【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定による。 (使用料の減免又は徴収猶予) 第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 (使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予) 第17条 条例第21条及び第23条に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときをいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅使用料減免・徴収猶予申請書(様式第12号)を提出し、市長の承認を得なければならない。 3 前項の申請書には、医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日